

登録商標「POLO JEANS CO. / RALPH LAUREN」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 21(行ケ)10152・平成 22 年 4 月 27 日(1 部)判決 認容・審決取消〔特許ニュース 12750〕

【キーワード】

商標法 4 条 1 項 1 1 号，商標の類似，標章の外観・観念・称呼，取引の実情，商品の出所識別標識，POLO，RALPH LAUREN，両商標のアンケート

【事 実】

本件は，被告（ポロ・ビーシーエス株式会社）が，原告（ザ ポロ/ローレン カンパニー リミテッド パートナーシップ）を商標権者とする別紙 1 記載の商標（以下「本件商標」という。）につき，特許庁に対して無効審判請求を行い，特許庁が，本件商標につき，指定商品中第 2 5 類「被服」についての登録を無効とする旨の審決をしたことから，原告がその取消しを求めた事案である。

主な争点は，本件商標が，別紙 2 及び 3 記載の各商標（以下，審決を引用する場合を含めて，それぞれ「引用商標 A」，「引用商標 C」といい，これらを「引用商標」と総称する。）と類似するか否かである。

1 特許庁における手続の経緯

原告は，平成 1 5 年 2 月 1 2 日，本件商標につき出願し，同年 8 月 8 日付けで登録を受けた（登録番号第 4 6 9 8 7 1 3 号）。

被告は，平成 2 0 年 3 月 5 日付けで，特許庁に対し，本件商標が，被告が有する 5 つの商標（引用商標 A，C のほか，別紙 4 記載の登録第 1 4 4 7 4 4 9 号商標（以下「引用商標 B」という。），登録第 4 0 1 5 8 8 4 号商標（以下「引用商標 D」という。），登録第 4 0 4 1 5 8 6 号商標（以下「引用商標 E」という。）である。）を含む商標と類似する商標であり，かつ，本件商標の指定商品のうち第 2 5 類「被服」は，それら商標の指定商品と同一又は類似する商品であるとして，本件商標のうち第 2 5 類「被服」に係る登録を無効とする旨の審判請求を行った。

特許庁は，上記審判請求を無効 2 0 0 8 - 8 9 0 0 2 5 号事件として審理し，平成 2 1 年 2 月 3 日，「登録第 4 6 9 8 7 1 3 号の指定商品中，第 2 5 類「被服」についての登録を無効とする。審判費用は，被請求人の負担とする。」との審決をし，その謄本は，同月 1 6 日，原告に送達された。

2 本件商標の内容

本件商標は，別紙 1 のとおりの構成からなり，第 2 5 類「被服」のほか，第 9 類，第 1 4 類，第 1 6 類，第 1 8 類，第 2 0 類，第 2 1 類，第 2 4 類，第 2

5類、第27類及び第28類に属する商品を指定商品として設定登録されたものである。

3 引用商標A及びCの内容

(1) 引用商標A（登録第1434359号商標）

別紙2のとおり、「POLO」の欧文字を書してなり、昭和47年6月13日に登録出願、第17類「ネクタイ、その他本類に属する商品、但し、ポロシャツ及びその類似品ならびにコートを除く」を指定商品として、昭和55年9月29日に設定登録され、その後、2回商標権存続期間の更新登録がされているものである。

(2) 引用商標C（登録第2721189号商標）

別紙3のとおり、「POLO」の欧文字を書してなり、昭和56年4月6日に登録出願、第17類「被服（運動用特殊被服を除く）布製身回品（他の類に属するものを除く）寝具類（寝台を除く）」を指定商品として、平成9年5月2日に設定登録され、その後、1回商標権存続期間の更新登録がされ、また、指定商品については、平成20年8月6日に書換登録があった結果、第5類「失禁用おしめ」、第9類「事故防護用手袋、防じんマスク、防毒マスク、溶接マスク、防火被服」、第10類「医療用手袋」、第16類「紙製幼児用おしめ」、第17類「絶縁手袋」、第20類「クッション、座布団、まくら、マットレス」、第21類「家事用手袋」、第22類「衣服綿、ハンモック、布団袋、布団綿」、第24類「布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、湯たんぽカバー、座布団カバー、クッションカバー、こたつ布団、こたつ布団カバー、こたつ用敷き布団、こたつ中掛け、こたつ布団用上掛け」及び第25類「被服」となったものである。

4 審決の内容

審決は、次のとおり、本件商標は引用商標A及びCと類似し、かつ、本件商標の指定商品中第25類「被服」は、引用商標A及びCの指定商品と同一又は類似の商品と認められるとして、本件商標は、その指定商品中第25類「被服」につき、商標法4条1項11号の規定に違反して登録されたものであり、同法46条1項の規定により、その登録を無効とすべきであるとした。

(1) 本件商標と引用商標A及びCの称呼、外観

「本件商標は、後掲のとおり、黒色の横長四角形中の上段に『POLO JEANS CO.』の欧文字を白抜き様に横書きし、これに比して小さく下段に『RALPH LAUREN』欧文字を朱色で横書きした構成であるところ、かかる構成態様にあつては、『POLO JEANS CO.』の文字部分と、下段に書した『RALPH LAUREN』の文字がたとい著名なデザイナー名と理解されるものであるとしても、両文字部分は、視覚的に分離して看取されるばかりでなく、これらを称呼及び観念する場合にあつて、常に一体不可分のものとし

でのみ看取り把握されなければならない特段の事情は見だし得ない。

してみると、『POLO JEANS CO.』の文字が特に顕著に大きく表されていることから、簡易迅速を尊ぶ商取引の場においては、この文字部分に着目して、これを独立した取引指標として印象し記憶されて取引に資される場合も決して少なくないといえることができる。

そして『POLO』『JEANS』『CO.』の各文字が一文字分弱の間隔をおいて一体として表されているものの、『JEANS』の文字が、『ジーンズ』の称呼を生じ、丈夫な細綾織りの綿布又はそれで作った衣服等を意味する普通名詞であり、指定商品中の『被服』との関係においては、該商品の品質や材質を表示するものとして、ファッション業界で慣用される文字となっていることは、公知の事実であり、また、『CO.』の文字が、会社を意味する語としてよく知られている『COMPANY』の略語といえることから、本件商標を『被服』に使用した場合、これに接した取引者及び需要者は、通常、『JEANS』の文字部分は、その商品の品質や材質等を表す普通名詞として認識し、また、『CO.』の文字部分は、会社の略語として認識し、『POLO』の文字部分を自他商品の識別機能を果たすものとして認識するものとみるのが相当である。

その意味で、本件商標において自他商品の識別機能を果たす要部は、『POLO』の文字部分にあるといわざるを得ない。

一方、引用商標A及び引用商標Cは、『POLO』の文字のみからなるものであり、本件商標の要部と対比すると、称呼及び外観において同一であるといえることができる。」

(2) 本件商標と引用商標A及びCの観念

「『POLO』の語が、主として英国及び旧英国領の諸地域等において行われている馬上球技を示す普通名詞であること、襟付の半袖のカジュアル衣料を示すポロシャツの語が、本来ポロ競技の選手が着用したことにちなむもので、今日、広く各国において普通名詞として用いられていることも、公知の事実であり、本件商標の要部と引用商標A及び引用商標Cとは、いずれも、取引者及び需要者に、ポロ競技ないしその略称であるポロの観念を生じさせるものと認められる。」

(3) 本件商標と引用商標A及びCの類否

「そうすると、本件商標と引用商標A及び引用商標Cとは、称呼、外観及び観念において類似するというべきであり、かつ、本件商標の指定商品中第25類『被服』は、引用商標A及び引用商標Cの指定商品と同一又は類似の商品と認められる。」

(4) 原告の主張について

「なお、被請求人は、『本件商標は、『POLO』部分が独立して認識されないこと、また、本件商標がラルフ・ローレンのデザインに係る商品群の一ラインを示すものとしてそれ自体周知性を獲得しているものである。』旨主張している。

しかしながら、被請求人の『POLO』標章が周知著名性を獲得していることやラル

フ・ローレン（RALPH LAUREN）が米国を代表するデザイナーのひとりであることを考慮に入れても、本件商標と引用商標A及び引用商標Cとは、本件商標の指定商品の一つである『被服』に使用する場合についてみれば、称呼、外観及び観念において相紛らわしい関係にあることに変わりはなく、その商品の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準としてみれば、取引者及び需要者が両者を見誤る可能性は否定できないというべきであるから、この点に関する被請求人の主張は採用の限りでない。」

【判 断】

1 商標の類否の判断手法について

(1) 商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である。

また、商標の外観、観念又は称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所の誤認混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、したがって、上記3点のうち1点において類似するものでも、他の2点において著しく相違するなどして、取引の実情等によって、商品の出所に誤認混同をきたすおそれの認めがたいものについては、これを類似商標とすべきではない（最高裁昭和43年2月27日判決・民集22巻2号399頁参照）。

さらに、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されない（最高裁昭和38年12月5日判決及び最高裁平成20年9月8日判決参照）。

(2) 本件において、原告は、本件商標が「被服」に表示された場合、取引者及び需要者は、当該商品についてラルフローレンのデザインに係るポロ・ラルフローレン商品の一環として理解し、被告の商品とは認識しないから、本件商標が使用された商品につき、その出所に混同を生ずるおそれはなく、外観、観念や称呼を比較するまでもなく、本件商標と引用商標A及びCとは類似しない旨主張する。

確かに、最高裁昭和43年判決からすれば、商標の外観、観念又は称呼の

類似は、出所の誤認混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、総合的に考慮して商品の出所に誤認混同をきたすおその認めがたいものについては、類似商標と解すべきではない。しかし、同判決も、商標の外観、観念又は称呼の類否を全く検討することなく、取引の実情のみによって、商標の類否を判断してよいとするものではない。

したがって、まず、本件商標と引用商標A及びCの外観、観念及び称呼を比較検討する必要があるものであって、必要がないとの原告の主張は採用できない。

2 本件商標と引用商標A及びCとの類否について

(1) 証拠(甲(審乙)4, 6の1ないし6の3, 7, 8, 9の1及び9の2, 10の1ないし10の20, 11の1ないし11の20, 甲1の1ないし1の4, 2の1, 2の2, 乙(審甲)10, 61, 62, 乙12)及び弁論の全趣旨からすれば、以下の事実が認められる。

ア 「ジーンズ(jeans)」とは「丈夫な細綾織の綿布。また、それで作った衣服など。」であり、「Co.」とは「company」の略号であって、「会社。商会。商社。カンパニー。」であり、「ポロ(polo)」とは「ペルシア起源の騎乗球技。現今のものは、4人ずつ2組に分れ、1個の木のボールを馬上から長柄の槌で相手側のゴールへ打ち込み合って勝負を争う。」である(広辞苑(乙(審甲)10。岩波書店。1991年1月10日第3版第9刷発行)参照)。

イ 甲(審乙)4(研究社発行の「英和商品名辞典」1990年初版第1刷)には、「Polo(ポロ)」ないし「Polo by Ralph Lauren(ポロバイラルフローレン)」につき、以下の記載がある。

「米国のデザイナーRalph Lauren(1939-)がデザインした紳士物衣料品。通例Poloと略されて呼ばれる。同氏は1967年にネクタイ製造会社BeauBrummelに入社、Poloブランドを開設し、米国で最初にワイドタイを作って一躍名を売った。翌年には同ブランドでシャツやジャケットも市場化。同年PoloFashions, Inc.を設立、同ブランドは同社のものとなった。ブランドの権利はその後Georgia州のOxford Industries, Inc.に引き継がれ、今日はPolo製品は同社が製造している。製品はNew YorkのMadison Ave.にある同氏のブティックPoloなどで販売。・・・同氏は、1971年にはRalph Lauren名の婦人既製服のブランドを発足させ、1976年に紳士服でCoty賞を受賞、翌年には婦人服で受賞。その後New YorkのMadison Ave.に世界初のデザイナーデパートを開店。・・・」

ウ 原告は、我が国において「ポロバイラルフローレン」「ポロベアバイラルフローレン」「POLORALPHLAUREN」「POLO BY RALPH LAUREN」「RALPH

LAUREN」「ラルフローレン」との商標を有している（甲1の1ないし1の4，2の1，2の2）。

このほかにも，原告は，我が国において，「POLO」や「PoLo」と「RALPH LAUREN」や「Ralph Lauren」を組み合わせた商標を有している（甲（審乙）6の1ないし6の3）。

エ 西武百貨店は，昭和51年ころ，原告の前身会社との間で，「ポロ」の商標に関するライセンス契約を締結し，日本において，「ポロ」を含む商標を使用した衣服を販売するようになった。

その後，我が国においても，原告商品の売上げは順調に増えていった。

オ 原告は，平成9年9月から，「POLO JEANS CO.」の標章を使用した衣料品の販売を始め，その小売り販売の売上高及び数量（枚数）は，次のとおりである（甲（審乙）7）。

	売上高	数量（枚数）
平成9年	13億8300万円	16万5000枚
平成10年	37億0200万円	49万枚
平成11年	27億0100万円	41万8000枚
平成12年	29億0600万円	46万4000枚
平成13年	33億4500万円	59万7000枚
平成14年	38億1600万円	59万7000枚
平成15年	42億9900万円	64万6000枚
平成16年	45億8000万円	72万5000枚
平成17年上半期	19億1700万円	26万4000枚

カ 原告は，「POLO JEANS CO.」「RALPH LAUREN」の標章を使用した衣料品について，次のとおり新聞及び雑誌において広告を行っている。これらの広告には，「POLOJEANS CO.」と左側又は右側の中ほど又は下部に記載し，その下にそれより小さい文字で「RALPH LAUREN」と記載し，反対側（右側又は左側）に衣料品を身につけた人の写真を掲載しているもの，衣料品を身につけた人の写真の下側の部分に，写真に重ねて「POLO JEANS CO.」と記載し，その下にそれより小さい文字で「RALPH LAUREN」と記載しているもの等がある。

「織研新聞」1997年（平成9年）2月27日号織研新聞社（甲（審乙）8）

雑誌「WIRED」1997年（平成9年）11月号同朋舎（甲（審乙）9の1）

雑誌「WIRED」1997年（平成9年）12月号同朋舎（甲（審乙）9の2）

雑誌「Lightning」1998年（平成10年）1月号柘出版社（甲（審

乙) 10の1)

雑誌「Olive」1998年(平成10年)3月18日号マガジンハウス

(甲(審乙)10の2)

雑誌「POPEYE」1998年(平成10年)3月25日号マガジンハウス

(甲(審乙)10の3)

雑誌「an an」1998年(平成10年)3月27日号マガジンハウス

(甲(審乙)10の4)

雑誌「MEN'S NON-NO」1998年(平成10年)4月号集英社(甲(審

乙)10の5)

雑誌「Lightning」1998年(平成10年)4月号柊出版社(甲(審

乙)10の6)

雑誌「mono」1998年(平成10年)4月16日号ワールドフォトブ
レス(甲(審乙)10の7)

雑誌「POPEYE」1998年(平成10年)5月10日号マガジンハウス

(甲(審乙)10の8)

雑誌「relax」1998年(平成10年)5月号マガジンハウス(甲

(審乙)10の9)

雑誌「Lightning」1998年(平成10年)5月号柊出版社(甲(審

乙)10の10)

雑誌「Cut」1998年(平成10年)6月号ロッキング・オン(甲

(審乙)10の11)

雑誌「Lightning」1998年(平成10年)6月号柊出版社(甲(審

乙)10の12)

雑誌「POPEYE」1998年(平成10年)9月10日号マガジンハウス
(甲(審乙)10の13)

雑誌「Olive」1998年(平成10年)9月18日号マガジンハウス

(甲(審乙)10の14)

雑誌「an an」1998年(平成10年)9月25日号マガジンハウス

(甲(審乙)10の15)

雑誌「mono」1998年(平成10年)10月16日号ワールドフォト
プレス(甲(審乙)10の16)

雑誌「MEN'S NON-NO」1998年(平成10年)10月号集英社(甲

(審乙)10の17)

<21> 雑誌「Lightning」1998年(平成10年)10月号柊出版社(甲

(審乙)10の18)

<22> 雑誌「Esquire」1998年(平成10年)11月号エスクァイアマ

ガジンジャパン（甲（審乙）10の19）

- <23> 雑誌「Lightning」1998年（平成10年）11月号樫出版社（甲（審乙）10の20）
- <24> 雑誌「Lightning」1999年（平成11年）1月号樫出版社（甲（審乙）11の1）
- <25> 雑誌「Cut」1999年（平成11年）4月号ロッキング・オン（甲（審乙）11の2）
- <26> 雑誌「Gainer」1999年（平成11年）4月号光文社（甲（審乙）11の3）
- <27> 雑誌「Lightning」1999年（平成11年）4月号樫出版社（甲（審乙）11の4）
- <28> 雑誌「with」1999年（平成11年）4月号講談社（甲（審乙）11の5）
- <29> 雑誌「MEN'S NON-NO」1999年（平成11年）4月号集英社（甲（審乙）11の6）
- <30> 雑誌「POPEYE」1999年（平成11年）5月10日号マガジンハウス（甲（審乙）11の7）
- <31> 雑誌「Free&Easy」1999年（平成11年）5月号イストライツ（甲（審乙）11の8）
- <32> 雑誌「CLASSY」1999年（平成11年）5月号光文社（甲（審乙）11の9）
- <33> 雑誌「Lightning」1999年（平成11年）5月号樫出版社（甲（審乙）11の10）
- <34> 雑誌「with」1999年（平成11年）5月号講談社（甲（審乙）11の11）
- <35> 雑誌「Lightning」1999年（平成11年）6月号樫出版社（甲（審乙）11の12）
- <36> 雑誌「Olive」1999年（平成11年）9月18日号マガジンハウス（甲（審乙）11の13）
- <37> 雑誌「POPEYE」1999年（平成11年）9月10日号マガジンハウス（甲（審乙）11の14）
- <38> 雑誌「Cut」1999年（平成11年）10月号ロッキング・オン（甲（審乙）11の15）
- <39> 雑誌「MEN'S NON-NO」1999年（平成11年）10月号集英社（甲（審乙）11の16）
- <40> 雑誌「Lightning」1999年（平成11年）11月号樫出版社（甲

(審乙) 11の17)

<41> 雑誌「Free&Easy」1999年(平成11年)12月号イストライツ
(甲(審乙) 11の18)

<42> 雑誌「Lightning」1999年(平成11年)12月号樫出版社(甲
(審乙) 11の19)

<43> 雑誌「with」1999年(平成11年)12月号講談社(甲(審乙)
11の20)

キ 平成20年10月6日時点で、Google 検索で「POLO JEANS CO.」を検索したところ約1万5300件、「POLO JEANS CO. RALPH LAUREN」を検索したところ約4430件のウェブサイトが、それぞれ検索された(乙(審甲) 61, 62)。

(2)ア 本件商標は、別紙1のとおり、黒色の横長四角形の中に、白抜きで「POLOJEAN CO.」とのローマ字を同一の書体で同じ大きさで表示し、その下部に、「RALPHLAUREN」とのローマ字を小さい赤色の文字で表示したものである。また、「POLO」と「JEANS」と「CO.」の間には、それぞれ1文字分弱の間隔が存し、「RALPH」と「LAUREN」の間にも、1文字分弱の間隔が存する。

そして、前記(1)アのとおり、「jeans」とは「丈夫な細綾織の綿布や、それで作った衣服」であり、「Co.」とは「company」の略号であって「会社、商会、商社、カンパニー」を意味することからすれば、「JEANS」との標章を指定商品「被服」に使用した場合には、(取引者及び需要者は)商品の品質や材質を表すと理解するものと解され、「CO.」部分についても、会社であることを意味する程度と理解するものと解されることからすれば、これらの「JEANS」や「CO.」部分から商品の出所識別標識としての観念は生じにくいといえる。

したがって、「POLO JEANS CO.」部分については、必ずしも一体不可分に扱うべきとまではいえない。

イ 前記(1)イ、オ、カからすれば、原告が「POLO JEANS CO.」「RALPH LAUREN」の標章を付して販売している衣料品は、本件商標の登録査定時(平成15年8月8日)において広く知られていたものと認められ、前記(1)キからすれば、現時点でも同様である。

また、前記(1)アのとおり、「ポロ(polo)」とは「ペルシア起源の騎乗球技。現今のものは、4人ずつ2組に分れ、1個の木のボールを馬上から長柄の槌で相手側のゴールへ打ち込み合って勝負を争う。」であり、本来、普通名詞であるが、前記(1)イのとおり、「Polo by Ralph Lauren」につき、「米国のデザイナーRalph Lauren がデザインした紳士物の衣料品で、通常

Polo と略されて呼ばれる。」ことからすれば、本件商標の「POLO」部分と「RALPH LAUREN」部分は、互いに無関係の単語を組み合わせたにすぎないものではなく、この組合せにより、有名な米国のデザイナーであるラルフローレンのデザインに係る商品であるとの強い自他識別力が生じるものと認められる。

確かに、別紙1のとおり、本件商標における「RALPH LAUREN」部分は、「POLO JEANSCO.」部分に比べてかなり小さいが、十分に識別可能であって、両部分は、上下2段になっているものの、全体として同一の四角形の枠内に近接して配置されており、本件商標の登録願（甲3）や、前記(1)力の各雑誌等の多くにおいて、「RALPH LAUREN」部分が赤文字で顕著に見えている。

以上からすれば、本件商標において、「POLO」部分のみが、取引者、需要者に対し、商品や役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与え、かつ、「RALPH LAUREN」部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないとはいえない。

そうすると、単に「POLO JEANS CO.」とあるだけでなく、その下に「RALPH LAUREN」との赤字部分がある本件商標において、その要部を「POLO」のみと解することは、その外観のみならず、取引の実情（「POLO」は本来普通名詞であるが、「RALPH LAUREN」と結びつくことによって、ラルフローレンのデザインに係る商品としての強い自他識別力が生じており、これを取引者、需要者も理解していること）にも反し、相当ではなく、本件商標における要部は、「POLO」部分及び「RALPH LAUREN」部分を併せたものというべきである。

なお、被告は、本件商標が「ポロジーンズカンパニーラルフローレン」という著しく長い称呼を有することをもって、同商標が不可分一体ではない旨主張する。

上記のとおり、当裁判所は、必ずしも本件商標全体が不可分一体であるとまで認めるものではないが、この点を措くとしても、商標の不可分一体性の程度は、称呼の長さのみによって決定されるものではなく、被告の上記主張は採用できない。

また、被告は、「RALPH LAUREN」部分と「POLO」部分とが密接な関連を有するという取引の実情に基づいて本件商標が不可分一体であると認めることが、原告のための特例を設定するに等しい旨主張する。しかし、前記1(1)のとおり、商標の類否等を判断する際に、取引の実情をも考慮すべきことは当然であって、被告の上記主張もまた理由がない。

ウ 上記イのとおり、「POLO」部分と「RALPH LAUREN」部分とが結びつくことによって、本件商標は、ラルフローレンがデザインしたポロ・ラルフローレ

ン商品であるとの自他識別力が強力に働くものと認められる。他方で、元来普通名称にすぎない被告の引用商標AやCの「POLO」が取引の実情において、どのような自他識別力を獲得しているかについて、これを認めるに足りる証拠はなく、そもそも引用商標からどのような観念が生ずるかも証拠上不明である（ポロ競技は、我が国で広く親しまれ、よく知られているものではない。）。

このように、本件商標から生ずる観念（ラルフローレンのデザインに係るポロ・ラルフローレン商品であること）は、引用商標から生ずる観念とは別個の、固有のものであるとすることができる。

また、外観面においても、本件商標では、「POLO」部分以外に多くの文字（「JEANS CO.」「RALPH LAUREN」）があり、そのうち、少なくとも「RALPH LAUREN」部分の存在を無視することはできず（上記イ参照）、「POLO」部分のみの引用商標AやCとは異なる。

他方で、称呼については、本件商標も、取引の場面において「Polo」と略されて呼ばれるものと解され（前記(1)イ参照）、引用商標AやCと同様の称呼になるが、前述のとおり、観念において大きく異なる上、外観も異なる本件商標が、単なる「POLO」との記載がされただけの引用商標AやCとの間で、混同を生じるおそれはほとんどないといえる。

(3) 以上のとおり、取引の実情をも考慮した上で、外観、観念、称呼等を対比した結果、本件商標は、引用商標AやCとは類似せず、これらの商標との間で混同を生ずるおそれはほとんどないものというべきである。

3 原告による本件アンケートについて

(1) 証拠（甲7，16）によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告からの依頼を受けたマクロミルは、平成21年8月20日から21日にかけて、日本全国を対象として、インターネットリサーチの方法で、事前調査においてファッションに興味があると回答した20～49歳の男女（マクロミルモニタにより抽出）を対象として、本件商標についての調査を行い、930サンプル（20代，30代，40代の男性，女性，各155サンプル）の有効回答を得た。

イ マクロミルは、本件アンケートにおいて、下記5つの質問をした。

(ア) 本件商標を見て連想すること

(イ) 本件商標を見て連想する会社

(ウ)（上記(イ)で「POLO」を含む会社と回答した者に対し）同会社がある国

(エ) 本件商標の読み方

(オ) 米国にある原告会社のほかに、日本に被告（ポロ・ビーシーエス株式会社）

が存在することを知っているか否か

ウ 上記質問に対する回答は以下のとおりであった。

(ア) 930名の回答者のうち、本件商標を見て連想することとして、「POLO Group」(「ポロ」,「Polo」のようなPOLOを含む回答。以下同様。)と回答したのが212名、「ラルフローレンGroup」(「ポロラルフローレン」,「ラルフローレン」,「ラルフ」のようなラルフローレンが含まれる回答。以下同様。)と回答したのが288名、「普通名称Group」(「ポロシャツ」,「ポロ(競技名)」のようなポロという文字を含む普通名称と思われる回答)と回答したのが123名、その他の回答をしたのが402名(その他の回答が多かった理由について、アンケートの実施者は、より公正な結果を得るため、質問が「連想するブランド名を回答してください」などと特定しなかったためと説明している。),回答しなかったのが12名であった。

(イ) 930名の回答者のうち、本件商標を見て連想する会社として、「POLO Group」と回答したのが229名、「ラルフローレンGroup」と回答したのが498名、その他の回答をしたのが70名、回答をしなかったのが215名であった。

(ウ) 上記(イ)で「POLO Group」と回答した者229名のうち、同社がある国については、95名がイギリス,74名がアメリカ合衆国,9名が日本,7名がイタリア,6名がフランス,4名が外国,3名がヨーロッパ,2名がその他と回答し,29名が分からない等と回答した。

なお、後記(オ)で被告の存在を知っていると回答した59名の中で、上記(イ)で「POLO Group」と回答した者21名のうち、その会社がある国については、9名がイギリス,6名がアメリカ合衆国と回答し、日本と回答したのは1名にすぎなかった。

(エ) 930名の回答者のうち、本件商標の読み方を問う質問に対し、「ラルフローレン」又は「ラルフ」を含む回答をしたのは653名、これらを含む回答をしなかったのが277名であった。

(オ) 930名の回答者のうち、米国にある原告会社のほかに、日本に被告(ポロ・ビーシーエス株式会社)が存在することを知っているとは回答したのは59名で、871名が被告を知らないとは回答した。

エ なお、マクロミルでは、平成21年8月18日から19日にかけて、事前調査を行った。ここでは、同月時点で同社のアンケートモニタとして登録されている約83万人の中から、性別、年代に分けて、対象者を自動インターネットリサーチシステムによりランダム抽出し、配信した。その際、性別・年代により回収率に差が生じるため、抽出・配信数を、性別・年代に応じて

差異を設けた。

同社は、事前調査において、性別・年代を問わず、回答のあったものの総合計数が1万サンプルとなった時点で、回答の受付を自動的に終了するようシステムを設定しており、そのサンプルの中から、所定の条件を満たした者のみを、本調査の対象とした。

同社は、事前調査の適合者の中から、自動インターネットリサーチによりランダムに抽出して、本調査を配信し、配信後は回答数を随時モニターし、途中経過において回収率が悪い性別・年代については、更にランダムに抽出して追加配信し、回答のあったものの総数が各性別・年代で155サンプルとなった時点で、その性別・年代の回答の受付を終了とし、最終サンプルを確定した。

- (2) 上記(1)の本件アンケートの結果も、「本件商標においては、『POLO』部分と『RALPH LAUREN』部分とが結び付くことによって、ラルフローレンがデザインしたポロ・ラルフローレン商品であるとの自他識別力が強く働くものであり、引用商標A及びCとの間で混同を生ずるおそれはほとんどない」との本判決の結論と整合するものである。

なお、被告は、本件アンケートの実施方法、対象者の選定等につき疑問を呈しているところ、上記(1)のとおり、本件アンケートは、原告が、第三者であるマクロミルに委託して行わせたものであるが、その実施方法、対象者の選定等において特段不合理な点はなく、被告の上記主張は理由がない。

このほか、被告は、本件アンケートが、ファッションに興味があると回答した20～49歳の男女を対象として行われたことが不合理であると主張する。しかし、前記1(1)のとおり、商標法4条1項11号における商標の類否については、より具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当であるところ、指定商品を「被服」等とし、その一部に「JEANS」との文言を含むことからすれば、ジーンズなどカジュアルな衣服に付されるものと解される本件商標につき、ファッションに興味のある20～49歳の男女を取引者、需要者と設定することには合理性があり、被告の指摘する事項は具体性に乏しいなど何ら正鵠を得たものではない。

なお、当裁判所は、前記2のとおり、本件商標の客観的構成や、本件アンケートの結果を除く取引の実情等から、本件商標と引用商標A及びCとは類似しない旨の結論を導いているものであって、当裁判所の上記判断は本件アンケートの結果に依存するものではない。ただ、本件アンケートは、上述したように、その手法等において手堅く合理性の高いものであり、したがって、そのアンケートの結果も、公正で控え目な結論を導こうとしているものとして、首肯しやすいものがあるところ、アンケートの結果によれば、本件商標

に接した需要者には、被告の会社やブランドの存在を正確に知っている者は極めて少ないといえるのであるから、この点からも、当裁判所の上記判断は裏付けられるものといえることができる。

4 原被告間の契約その他諸事情について

(1) 以上のとおりであるが、被告は、原被告間で引用商標A、Bに関してライセンス契約が締結されている本件において、原告が引用商標AやCと本件商標との類似性を争うのは不適切である旨主張するものと解されるので、以下、検討する。

(2) 証拠（甲13、15、乙（審甲）2の1及び2、3の1及び2、4の1及び2）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 引用商標Aは、昭和47年6月13日、Aによって商標登録出願され、昭和55年9月29日に設定登録された。なお、Aは、昭和47年6月13日、「ラルフローレン」についても商標登録出願したが、同出願は昭和51年1月26日に拒絶査定がされた（甲13）。

Aは、昭和58年7月14日、引用商標Aに係る商標権を丸永衣料に譲渡し、同年12月19日、その旨の登録がされた。

丸永衣料は、昭和60年1月21日、公冠販売株式会社（以下「公冠」という。）に商号変更し、その後、同社は、引用商標Aに係る商標権を被告に譲渡し、平成10年4月27日、その旨の登録がされた（乙（審甲）2の1及び2）。

イ 引用商標Bは、引用商標Aよりおよそ50日ほど早い昭和47年4月22日に、丸永衣料によって商標登録出願され、昭和55年12月25日に設定登録された。

丸永衣料は、上記アのとおり商号変更し、その後、公冠は、引用商標Bに係る商標権を被告に譲渡し、平成10年4月27日、その旨の登録がされた（乙（審甲）3の1及び2）。

ウ 引用商標Cは、昭和56年4月6日、丸永衣料によって商標登録出願され、平成9年5月2日に、丸永衣料から商号変更した公冠名義で設定登録された。

公冠は、その後、引用商標Cに係る商標権を被告に譲渡し、平成10年4月27日、その旨の登録がされた（乙（審甲）4の1及び2）。

エ 原告の前身であるザポロ/ローレンカンパニー（以下「PLC」という。）と公冠との間では、引用商標A及びBをめぐる紛争があったところ、両社は、昭和62年1月1日付けで、下記内容の契約（以下「本件契約」という。）を締結し、西武百貨店がこれを了承した（甲15）。

(ア) 「第2条ライセンスの許諾

公冠は、公冠の所有する「商標」（引用商標A及びBを指す。以下同様。）を、

商標法施行令別表第17分類のネクタイ及びマフラーを除く商品に付けて又はこれと関連して、「地域」（日本国）内で使用する非独占的ライセンス（マスターライセンス）をPLCに許諾する。」（以下省略）

(イ) 「第3条ロイヤルティ

本件契約で許諾した権利の対価として、PLCは、公冠に対し、各「契約年」（本件契約の締結日以降の1年間、及びそれ以降本件契約の有効期間中の1年間ずつをいう。）につき、金1250万円の年間ロイヤルティを支払うものとし、またこの金額は4年ごとにそれまでの年間ロイヤルティより10%増額するものとする。

ロイヤルティの支払いは、半期ごとに各半期第1日目に支払うものとし、本件契約の締結時にこれを始める。」

(ウ) 「第4条訴権の不行使

本件契約の有効期間中、公冠は、PLC、そのライセンシー、サブライセンシー又はそれらの顧客がPOLLO又はその他のPOLLO商標をラルフローレンと関連し使用したことにより、本件契約締結以前及び/又は本件契約期間中に生じた、「商標」及び/又はその他公冠若しくは関連会社（公冠の親会社である公冠株式会社、又はその他公冠株式会社が株式、利益配当株、持分の50%以上を支配している企業体すべてをいう。）が所有又は本件契約によりライセンスを受けているいかなる商標の侵害の可能性に対しても、いかなる訴権も一切行使しないものとする。」

(I) 「第5条公冠の『商標』使用

公冠は、「プリティッシュ・カントリー・スピリット」の商品系列についてPOLLOの商標を継続して使用し、PLCはこれに一切の異議を唱えないものとする。ただし、これは公冠が、この商標をPLCのPOLLO商標の使用と不当に紛らわしい方法で使用してはならず、また、公冠はこの「プリティッシュ・カントリー・スピリット」商品系列には、株式会社西武百貨店と公冠が締結したポロ／ラルフローレンサブライセンシー契約において扱うデザインは一切含めないものとする。」（以下省略）

(オ) 「第6条所有権の認知

PLCは、当該「商標」に対する公冠の権利を認め、いかなる時でも「商標」に関する公冠の諸権利を害するおそれのある行為を行わないものとする。PLCはPOLLOの商標登録（登録番号第1434359号）（引用商標Aを指す。）に対する無効審判の請求及びその維持に関して、又はPLCの既出願商標に対する訴訟・拒絶査定不服審査請求において、一切制約を受けない。」（以下省略）

オ 本件契約の契約上の地位は、その後、原告と被告に承継されている。

(3) 上記(2)アのとおり、被告が商標権者となっている引用商標Aは、Aが、

「ラルフローレン」の商標を出願したのと同日に「POLO」の商標を出願したものである。Aに、「POLO」の商標を出願するについてそれなりの合理性や必要性があったことは必ずしも否定することはできないとしても、「ラルフローレン」の商標まで出願するについては、これを正当視できるような合理的な根拠がいささかでもあったとは想像しがたい（被告は、Aは他人の商標を剽窃するような人物ではなかったと主張するが、この点については、格別の証拠調べをしたわけではなく、事実関係は不明である。）。また、別紙2及び3から明らかとなっており、引用商標Cは、引用商標Aと極めて類似した商標である。以上からすれば、当時我が国には外国の有名商標を必ずしも尊重しないという、今日的な視点からすれば首肯しがたいような社会的状況があったとしても、原告が、引用商標A及びCに無効原因があると考えたことについては、相当程度の合理的な根拠があったものといえることができる。

そして、前記2(1)エのとおり、そもそも原告の前身会社と西武百貨店の間では、昭和51年ころ、「ポロ」の商標に関するライセンス契約が締結され、その後、ポロ・ラルフローレン商品（原告商品）は、我が国においても順調に売上げを伸ばしていたものと考えことができ、原告の前身であるP.L.C.及び公冠の間で昭和62年1月1日付けの本件契約が締結されたことが直接の原因となって、我が国での原告商品の売上高が伸びたり、原告の周知性が高まったものであると認めるに足りる証拠はない。

なお、本件契約の性質につき、被告はライセンス契約であると主張し、原告は不競争契約にすぎないと主張する。しかし、同契約の趣旨にかかわらず、前記2(1)イ、ウからすれば、少なくとも、原告が、被告とは全く独立して「Polo」「Ralph Lauren」の商標を使用、登録していたことが明らかであって、原告が我が国において周知性を獲得するに当たり、被告の貢献があったことを認めるに足りる証拠もない。

以上の諸事情からすれば、原被告が、それぞれ本件契約の契約上の地位を承継しているからといって、原告が、本件商標と引用商標A及びCとの類似性を争うことが信義則に反するとか、不適切であるとはいえず（本件契約の第6条の定めも、原告が、自ら有する本件商標が無効とされることを防ぐために、同商標と引用商標AやCとの類似性を争うことまで禁ずるものとは解されない。）、この点に関する被告の主張は理由がない。

また、前記2で検討したとおり、そもそも本件商標は、引用商標A及びCとは類似せず、これらの商標との間で混同を生ずるおそれはほとんどないのであるから、本件は、被告が指摘する関連事件とは前提において異なるものである。

5 以上のとおり、本件商標においては、「POLO」部分と「RALPH LAUREN」部

分とが結び付くことによって、ラルフローレンがデザインしたポロ・ラルフローレン商品であるとの自他識別力が強く働いており、これが商品等に付された場合、原告のポロ・ラルフローレン商品であることを強く識別させるものであって、本件商標と引用商標A及びCとの間で混同を生ずるおそれは極めて低く、本件商標と引用商標A及びCは類似しない。したがって、本件商標につき商標法4条1項11号を適用することはできず、同条項を適用した審決は誤りであるから、同審決を取り消すこととする。

【論 説】

1. 久し振りに「POLO」と「RALPH LAUREN」に係る商標事件を取り上げるようになった。今回問題の商標は、ラルフ・ローレンの関係会社の登録に係る「POLO JEANS CO.」の英文字と、その下側に小さく「RALPH LAUREN」の英文字を表示して成り、平成15年2月12日に出願、同年8月8日に設定登録した第9類、第14類、第16類、第18類、第20類、第21類、第24類、第25類、第27類、第28類」を指定商品の区分としたものである。

これに対し、被告（審判請求人）は、いずれも標章「POLO」に係る自社が有する2つの登録商標第1434359号（引用商標A）と同第2721189号（引用商標C）を引用し、本件登録商標はこれら引用商標と類似すると主張して、登録無効審判を請求した。

引用商標Aは、旧区分第17類「ネクタイ，その他本類に属する商品，但し，ポロシャツ及びその類似品並にコートを除く」を指定商品として、昭和47年6月13日に出願し、昭和55年9月29日に設定登録され、その後、平成2年9月20日及び平成12年4月18日に存続期間の更新登録がなされ、引用商標Cは、旧区分第17類「被服（運動用特殊被服を除く），布製身回品（他の類に属するものを除く），寝具類（寝台を除く）」を指定商品として、昭和56年4月6日に出願し、平成9年5月2日に設定登録され、その後、平成19年4月24日に存続期間の更新登録がなされたが、この指定商品は、平成20年8月6日の書換登録によって、第25類「被服」その他多くの区分に分散した。

2. 裁判所は、この種の事件の総論として、まず商標の類否判断の手法について、次のように考えた。

- (1) 商標の類否とは、両商標が同一又は類似の商品に使用されたとき、商品出所の誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきである。
- (2) 商標の外観，観念，称呼等によって、取引者，需要者に与える印象，記憶，連想等を総合して全体的に考察し、かつ具体的な取引状況に基づいて判

断するのが相当である。

- (3) 商標の外観，観念，称呼の類似は、商品出所の誤認混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、3点のうち1点において類似するものでも、他の2点において著しく相違するなど、取引の実情等によって、商品の出所に誤認混同をきたすおその認め難いものは、これを類似商標とすべきではない（最高判昭和43年2月27日冰山印事件）。
- (4) 複数の構成部分の結合商標については、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者，需要者に対し出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼，観念が生じないと認められる場合を除き、許されない（最高判昭和38年12月5日，最高判平成20年9月8日）。

3．次に、裁判所は、各論の最初にまず、本件商標と引用商標A，Cとの外観，観念及び称呼を比較検討する必要があるとした。

- (1) そこで判決は、多くの証拠から、両商標を対比し、本件商標中の「JEANS」や「CO.」部分からは商品の出所識別標識としての観念は生じにくいし、「POLO JEANS CO.」部分については、必ずしも一体不可分に扱うべきとまではいえないと説示した。

- (2) 次に判決は、原告が「POLO JEANS CO.」「RALPH LAUREN」の標章を付して販売している衣料品は、本件商標の登録査定時には周知であったものと多くの証拠から認定し、また現時点でも同様と認定した。

また、「POLO」部分と「RALPH LAUREN」部分とは、この組合せによって、有名な米国のデザイナーであるラルフローレンのデザインに係る商品との強い自他識別力が生じていると認定した。

そして、両部分は上下2段になっているものの、全体として同一の四角形の枠内に近接して配置され、「RALPH LAUREN」部分が赤文字で顕著に見えていることから、「POLO」部分のみが、取引者，需要者に対し出所識別標識として支配的な印象を与えたとか、「RALPH LAUREN」部分からも出所識別標識としての称呼，観念は生じないとはいい難いと認定した。

- (3) そうすると、本件商標の要部を「POLO」のみと解することは、「取引の実情」にも反するから、本件商標の要部は「POLO」部分及び「RALPH LAUREN」部分を併せたものというべきと認定した。そして、本件商標から生ずる観念は、引用商標から生ずる観念とは、別個の，固有のものであると認定した。

また、称呼については、本件商標も、取引の場面では「POLO」と略されて

呼ばれることはあっても、「観念において大きく異なる上、外観も異なる本件商標が、単なる『POLO』と記載されただけの引用商標AやCとの間で、混同を生じるおそれはほとんどないといえる。」と認定した。

(4) その結果、判決は、取引の実情を考慮した上で、本件商標は引用商標A、Cとは類似せず、また商標間の混同を生ずるおそれも「ほとんどない」と判断したのである。

4．この裁判は、以上によって判断がなされ結論が出たのであるが、さらに原告から証拠として提出された本件商標対引用商標A、Cのアンケートの結果を採用している。しかし、裁判所は、前記したとおり、「本件商標の客観的構成や、本件アンケートの結果を除く取引の実情等から、本件商標と引用商標A、Cとは類似しない旨の結論を導いているのであって」、本件アンケートの結果に依存するものではないと断っている。ただアンケートの結果は、裁判所の判断を裏付けていると判示していることは、原告の立証力を評価しているともいえる。

5．なお、裁判所は、原被告間にあつては、契約その他過去における諸事情があったことについても検討しているが、この部分については評釈の必要はないので割愛する。

6．判決は、最後に、本件商標は2つの標章部分を結び付けることにより、ラルフローレンがデザインしたポロ・ラルフローレン商品であることを強く認識させるものであり、本件商標と引用商標A、Cとの間で混同を生ずるおそれは極めて低いから、両商標は類似しないものと判断した。

その結果、本件商標に対し法4条1項11号を適用した審決は誤りであるとし取り消したのである。

7．そこで、最後にわれわれ実務家は、法4条1項11号に規定する商標の類似の意義と解釈について、改めて特許庁審判部と知財高裁との考え方の違いを知ることによって、どちらの考え方が妥当であるかを判断することができるだろう。

知財高裁は、部によって判断能力に隔差が認められるとしても、特許庁の審査や審判における判断に対し納得できない場合には、審決取消請求訴訟を提起することを教えてくれたのが本件判決である。同時に、本件判決は、特許庁審判部による商標の類否判断の杓子定規的な論法に対し、反省をうながしている判決でもあるといえる。

また、本件判決にあつては、前提となる審決理由がきちんと整理され要約して記載されているから、比較検討するには、きわめてありがたい。ここでも知財高裁における4か部の審決紹介についての考え方の違いが出ている。

しかし、この点については、4か部において統一した姿勢がとれないものだろうか、要望したいところである。

〔牛木 理一〕

別紙 1

本件商標：登録第 4 6 9 8 7 1 3 号商標



本件商標は、平成 1 5 年 2 月 1 2 日に登録出願、下記を指定商品として、同年 8 月 8 日に設定登録されたものである。

第 9 類「耳栓，加工ガラス（建築用のものを除く。） ，アーク溶接機，金属溶断機，電気溶接装置，オゾン発生器，電解槽，検卵器，金銭登録機，硬貨の計数用又は選別用の機械，作業記録機，写真複写機，手動計算機，製図用又は図案用の機械器具，タイムスタンプ，タイムレコーダー，パンチカードシステム機械，票数計算機，ビリングマシン，郵便切手のはり付けチェック装置，自動販売機，ガソリンステーション用装置，駐車場用硬貨作動式ゲート，救命用具，消火器，消火栓，消火ホース用ノズル，スプリンクラー消火装置，火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器，保安用ヘルメット，鉄道用信号機，乗物の故障の警告用の三角標識，発光式又は機械式の道路標識，潜水用機械器具，業務用テレビゲーム機，電動式扉自動開閉装置，乗物運転技能訓練用シミュレーター，運動技能訓練用シミュレーター，理化学機械器具，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，測定機械器具，配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電池，電気磁気測定器，電線及びケーブル，電気アイロン，電気式ヘアカーラー，電気ブザー，電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品，磁心，抵抗線，電極，消防艇，ロケット，消防車，自動車用シガライター，事故防護用手袋，防じんマスク，防毒マスク，溶接マスク，防火被服，眼鏡，家庭用テレビゲームおもちゃ，携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及び CD - ROM，スロットマシン，ウエイトベルト，ウエットスーツ，浮袋，運動用保護ヘルメット，エアタンク，水泳用浮き板，レギュレーター，レコード，メトロノーム，電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及び CD - ROM，計算尺，映写フィルム，スライドフィルム，スライドフィルム用マウント，録画済みビデオディスク及びビデオテープ，電子出版物」

第 1 4 類「貴金属，キーホルダー，貴金属製食器類，貴金属製のくるみ割り器・こしょう入れ・砂糖入れ・塩振出し容器・卵立て・ナプキンホルダー・ナプキンリング・盆及びようじ入れ，貴金属製針箱，貴金属製のろうそく消し及

びろうそく立て，貴金属製宝石箱，貴金属製の花瓶及び水盤，記念カップ，記念たて，身飾品，貴金属製のがま口及び財布，宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品，貴金属製コンパクト，貴金属製靴飾り，時計，貴金属製喫煙用具」

第16類「事務用又は家庭用ののり及び接着剤，封ろう，印刷用インテル，活字，青写真複写機，あて名印刷機，印字用インクリボン，自動印紙はり付け機，事務用電動式ホッチキス，事務用封かん機，消印機，製図用具，タイプライター，チェックライター，謄写版，凸版複写機，文書細断機，郵便料金計器，輪転謄写機，マーキング用孔開型板，電気式鉛筆削り，装飾塗工用ブラシ，紙製幼児用おしめ，紙製包装用容器，家庭用食品包装フィルム，紙製ごみ収集用袋，プラスチック製ごみ収集用袋，型紙，裁縫用チャコ，紙製のぼり，紙製旗，観賞魚用水槽及びその附属品，衛生手ふき，紙製タオル，紙製テーブルナプキン，紙製手ふき，紙製ハンカチ，荷札，印刷したくじ（おもちゃを除く。） ，紙製テーブルクロス，紙類，文房具類，印刷物，書画，写真，写真立て」

第18類「かばん金具，がま口口金，皮革製包装用容器，愛玩動物用被服類，かばん類，袋物，携帯用化粧道具入れ，傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄，乗馬用具，皮革」

第20類「海泡石，こはく，荷役用パレット（金属製のものを除く。） ，養蜂用巣箱，美容院用いす，理髪店用いす，プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。） ，貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く。） ，輸送用コンテナ（金属製のものを除く。） ，カーテン金具，金属代用のプラスチック製締め金具，くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。） ，座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。） ，錠（電気式又は金属製のものを除く。） ，クッション，座布団，まくら，マットレス，麦わらさなだ，木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器，ストロー，盆（金属製のものを除く。） ，ししゅう用枠，ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。） ，旗ざお，うちわ，せんす，植物の茎支持具，愛玩動物用ベッド，犬小屋，小鳥用巣箱，きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。） ，郵便受け（金属製又は石製のものを除く。） ，帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。） ，買物かご，家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。） ，ハンガーボード，工具箱（金属製のものを除く。） ，タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。） ，家具，屋内用ブラインド，すだれ，装飾用ビーズカーテン，つい立て，びょうぶ，ベンチ，アドバルーン，木製又はプラスチック製の立て看板，食品見本模型，人工池，葬祭用具，揺りかご，幼児用歩行器，マネキン人形，洋服飾り型類，スリーピングバッグ，額縁，石こう製彫刻，プラスチック製彫刻，木製彫刻，きょう木，しだ，竹，竹皮，つる，とう，木皮，あし，い，おにがや，す

げ，すさ，麦わら，わら，きば，鯨のひげ，甲殻，人工角，ぞうげ，角，歯，べっこう，骨，さんご」

第21類「デンタルフロス，ガラス基礎製品（建築用のものを除く。） ，か
いばおけ，家禽用リング，魚ぐし，おけ用ブラシ，金ブラシ，管用ブラシ，工
業用はけ，船舶ブラシ，家事用手袋，ガラス製又は陶磁製の包装用容器，なべ
類，コーヒー沸かし（電気式又は貴金属製のものを除く。） ，鉄瓶，やかん，
食器類（貴金属製のものを除く。） ，携帯用アイスボックス，米びつ，食品保
存用ガラス瓶，水筒，魔法瓶，アイスペール，泡立て器，こし器，こしょう入
れ・砂糖入れ及び塩振り出し容器（貴金属製のものを除く。） ，卵立て（貴金
属製のものを除く。） ，ナプキンホルダー及びナプキンリング（貴金属製のも
のを除く。） ，盆（貴金属製のものを除く。） ，ようじ入れ（貴金属製のもの
を除く。） ，ざる，シェーカー，しゃもじ，手動式のコーヒー豆ひき器及びこ
しょうひき，じょうご，すりこぎ，すりばち，ぜん，栓抜，大根卸し，タルト
取り分け用へら，なべ敷き，はし，はし箱，ひしゃく，ふるい，まな板，麵棒，
焼き網，ようじ，レモン絞り器，ワッフル焼き型（電気式のものを除く。） ，
清掃用具及び洗濯用具，アイロン台，霧吹き，こて台，へら台，湯かき棒，浴
室用腰掛け，浴室用手おけ，ろうそく消し及びろうそく立て（貴金属製のもの
を除く。） ，家庭用燃え殻ふるい，石炭入れ，はえたたき，ねずみ取り器，植
木鉢，家庭園芸用の水耕式植物栽培器，じょうろ，愛玩動物用食器，愛玩動物
用ブラシ，犬のおしゃぶり，小鳥かご，小鳥用水盤，洋服ブラシ，寝室用簡易
便器，トイレトペーパーホルダー，貯金箱（金属製のものを除く。） ，お守
り，おみくじ，紙タオル取り出し用金属製箱，靴脱ぎ器，せっけん用ディス
ペンサー，花瓶及び水盤（貴金属製のものを除く。） ，風鈴，ガラス製又は磁器
製の立て看板，香炉，化粧用具，靴ブラシ，靴べら，靴磨き布，軽便靴クリー
ナー，シューツリー，コップフェル，ブラシ用豚毛」

第24類「織物，メリヤス生地，フェルト及び不織布，オイルクロス，ゴム
引防水布，ビニルクロス，ラバークロス，レザークロス，ろ過布，布製身の回
り品，かや，敷布，布団，布団カバー，布団側，まくらカバー，毛布，織物製
テーブルナプキン，ふきん，シャワーカーテン，のぼり及び旗（紙製のものを
除く。） ，織物製トイレトシートカバー，織物製いすカバー，織物製壁掛け，
カーテン，テーブル掛け，どん帳，遺体覆い，経かたびら，黒白幕，紅白幕，
ビリヤードクロス，布製ラベル」

第25類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，
仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」

第27類「洗い場用マット，畳類，人工芝，敷物，壁掛け（織物製のものを
除く。） ，体操用マット，壁紙」

第28類「スキーワックス，遊園地用機械器具（業務用テレビゲーム機を除く。），愛玩動物用おもちゃ，おもちゃ，人形，囲碁用具，歌がるた，将棋用具，さいころ，すごろく，ダイスカップ，ダイヤモンドゲーム，チェス用具，チェッカー用具，手品用具，ドミノ用具，トランプ，花札，マーじゃん用具，遊戯用器具，ビリヤード用具，運動用具，釣り具，昆虫採集用具」

別紙2

引用商標A：登録第1434359号商標

POLO

引用商標Aは、昭和47年6月13日に登録出願、第17類「ネクタイ、その他本類に属する商品、但し、ポロシャツ及びその類似品ならびにコートを除く」を指定商品として、昭和55年9月29日に設定登録され、その後、平成2年9月20日及び平成12年4月18日に商標権存続期間の更新登録がされたものである。

別紙3

引用商標C：登録第2721189号商標

POLO

引用商標Cは、昭和56年4月6日に登録出願、第17類「被服（運動用特殊被服を除く）布製身回品（他の類に属するものを除く）寝具類（寝台を除く）」を指定商品として、平成9年5月2日に設定登録され、その後、平成19年4月24日に商標権存続期間の更新登録がされ、指定商品については、平成20年8月6日の書換登録により、第5類「失禁用おしめ」、第9類「事故防護用手袋，防じんマスク，防毒マスク，溶接マスク，防火被服」、第10類「医療用手袋」、第16類「紙製幼児用おしめ」、第17類「絶縁手袋」、第20類「クッション，座布団，まくら，マットレス」、第21類「家事用手袋」、第22類「衣服綿，ハンモック，布団袋，布団綿」、第24類「布製身の回り品，かや，敷布，布団，布団カバー，布団側，まくらカバー，毛布，湯

たんぼカバー，座布団カバー，クッションカバー，こたつ布団，こたつ布団カバー，こたつ用敷き布団，こたつ中掛け，こたつ布団用上掛け」及び第25類「被服」となったものである。

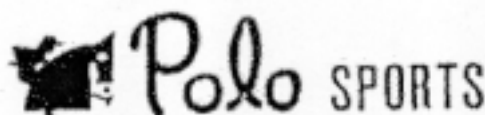
別紙4

引用商標B：登録第1447449号商標



引用商標Bは、昭和47年4月22日に登録出願、第17類「被服（運動用特殊被服を除く）布製身回品（他の類に属するものを除く）寝具類（寝台を除く）」を指定商品として、昭和55年12月25日に設定登録され、その後、平成2年12月21日及び平成12年9月5日に商標権存続期間の更新登録がされ、指定商品については、平成13年2月14日の書換登録により、第5類「失禁用おしめ」、第9類「事故防護用手袋，防火被服，防じんマスク，防毒マスク，溶接マスク」、第10類「医療用手袋」、第16類「紙製幼児用おしめ」、第17類「絶縁手袋」、第21類「家事用手袋」及び第25類「洋服，コート，セーター類，ワイシャツ類，寝巻き類，下着，水泳着，水泳帽，和服，エプロン，えり巻き，靴下，ゲートル，毛皮製ストール，ショール，スカーフ，足袋，足袋カバー，手袋，布製幼児用おしめ，ネクタイ，ネッカチーフ，バンダナ，保温用サポーター，マフラー，耳覆い，ずきん，すげがさ，ナイトキャップ，ヘルメット，帽子」となったものである。

引用商標D：登録第4015884号商標



引用商標Dは、昭和58年5月11日に登録出願、第17類「被服（運動用特殊被服を除く）布製身回品（他の類に属するものを除く）寝具類（寝台を除く）」を指定商品として、昭和58年5月11日に設定登録され、その後、平成2年12月21日及び平成12年9月5日に商標権存続期間の更新登録がされ、指定商品については、平成13年2月14日の書換登録により、第5類「失禁用おしめ」、第9類「事故防護用手袋，防火被服，防じんマスク，防毒マスク，溶接マスク」、第10類「医療用手袋」、第16類「紙製幼児用おしめ」、第17類「絶縁手袋」、第21類「家事用手袋」及び第25類「洋服，コート，セーター類，ワイシャツ類，寝巻き類，下着，水泳着，水泳帽，和服，エプロン，えり巻き，靴下，ゲートル，毛皮製ストール，ショール，スカーフ，足袋，足袋カバー，手袋，布製幼児用おしめ，ネクタイ，ネッカチーフ，バンダナ，保温用サポーター，マフラー，耳覆い，ずきん，すげがさ，ナイトキャップ，ヘルメット，帽子」となったものである。

く)」を指定商品として、平成9年6月20日に設定登録され、その後、平成19年4月24日に商標権存続期間の更新登録がされ、指定商品については、平成20年8月6日の書換登録により、第5類「失禁用おしめ」、第9類「事故防護用手袋、防じんマスク、防毒マスク、溶接マスク、防火被服」、第10類「医療用手袋」、第16類「紙製幼児用おしめ」、第17類「絶縁手袋」、第20類「クッション、座布団、まくら、マットレス」、第21類「家事用手袋」、第22類「衣服綿、ハンモック、布団袋、布団綿」、第24類「布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、湯たんぽカバー、座布団カバー、クッションカバー、こたつ布団、こたつ布団カバー、こたつ用敷き布団、こたつ中掛け、こたつ布団用上掛け」及び第25類「被服」となったものである。

引用商標E：登録第4041586号商標

POLO SPORTS

引用商標Eは、昭和58年5月11日に登録出願、第17類「被服（運動用特殊被服を除く）布製身回品（他の類に属するものを除く）寝具類（寝台を除く）」を指定商品として、平成9年8月15日に設定登録され、その後、平成19年5月1日に商標権存続期間の更新登録がされ、指定商品については、平成20年8月6日の書換登録により、第5類「失禁用おしめ」、第9類「事故防護用手袋、防じんマスク、防毒マスク、溶接マスク、防火被服」、第10類「医療用手袋」、第16類「紙製幼児用おしめ」、第17類「絶縁手袋」、第20類「クッション、座布団、まくら、マットレス」、第21類「家事用手袋」、第22類「衣服綿、ハンモック、布団袋、布団綿」、第24類「布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、湯たんぽカバー、座布団カバー、クッションカバー、こたつ布団、こたつ布団カバー、こたつ用敷き布団、こたつ中掛け、こたつ布団用上掛け」及び第25類「被服」となったものである。